

県北広域振興局長告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年9月18日

県北広域振興局長 高橋 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸軽米線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市福岡字大平1番1地先から高清水7番6地先まで	新	m 47.5~19.5	m 87.5
	旧	47.5~15.9	77.7
二戸市福岡字夏間木14番2地先から72番6地先まで	新	8.7~5.3	106.0
	旧	5.2~3.8	106.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和2年9月18日から同年10月19日まで